

政令第五十二号

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

理由

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。